

具体的な連携・協力

○具体的には、首長部局と教育委員会の連携・協力により、次のような取組を進めることが期待される。

＜首長部局と教育委員会との連携により推進すべき具体的な取組(例)＞

- ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組の促進
- ・保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上
- ・認定こども園、幼稚園、保育所における幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の実施
- ・認定こども園、幼稚園、保育所に対する適切な指導・監督、評価の実施
- ・幼稚園等の教育施設等による自己評価、関係者評価、第三者評価等に対する支援

※ 新制度においては、私立幼稚園・保育所における小学校との接続(保幼小連携)や関係者評価、第三者評価の取組を公定価格の加算により評価することとしており、都道府県や市町村における一層積極的な取組が期待される。

○その他、首長部局と教育委員会が連携・協力するに当たっては、次のことに留意することが必要である。

＜その他留意事項＞

- ・国等で行われる会議の情報や、最新の検討状況の共有
 - ・地方版子ども子育て会議等の運営への積極的な関与
 - ・公立幼稚園の新制度への移行準備、私立幼稚園の新制度の円滑移行への支援
- ※公立施設は、基本的には新制度へ移行
- ※改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律における「総合教育会議」の積極的活用

国の取組(1)

国においては、幼児教育の質向上に向けて次のようなことに取り組む。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領の周知・説明>

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領中央説明会の開催(平成26年7月 東京、大阪、福岡開催)
(中央説明会資料は内閣府HPに掲載済み、説明会動画については近日中に同HPに掲載予定)
- 自治体や団体主催の説明会への講師派遣(要請に応じて)
- 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』の作成・刊行(平成26年度中)

※ 幼保連携型認定こども園はもとより、全ての類型の認定こども園において、新たな幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた教育・保育を行わなければならないものである(認定こども園法第6条、第10条第3項)。

<次期幼稚園教育要領の改訂に向けた検討>

- 中央教育審議会における検討(2014年のしかるべき時期に諮問)
(子供の発達の早期化や幼児教育の特性等を踏まえた、幼小接続の観点からの幼稚園教育要領の見直し等)

<保育教諭等の資質能力向上に対する支援>

- 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の研修に関する情報の一元的提供(随時HPにて掲載)

■ 文部科学省研修資料 ・ 幼稚園新規採用教員研修資料「新しい先生とともに」(平成16年3月)
・ 平成22年度文部科学省委託「保育者研修進め方ガイド」(ベネッセ世代育成研究所)
※一部既に文科省HPに掲載済み

- 関係通知、事務連絡
- 自治体の取組事例
- 保育教諭の研修カリキュラム

- 幼児教育に係る教職員の資質能力向上に焦点を当てた協議会の開催(平成26年12月)
(対象者は自治体職員、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を予定)

幼児教育の質の向上に向けた取組

国の取組(2)

<市町村における体制整備の推進>

- 自治体における「幼児教育アドバイザー(仮称)」(認定こども園、幼稚園、保育所等を巡回し、横断的に幼児教育の内容や指導方法、環境改善等について助言を行う)の配置をはじめとする体制整備に関するモデルの構築 ※平成27年度概算要求中

<保幼小連携の推進>

- 保幼小連携に関する情報の一元的提供(随時HPにて掲載) ※一部既に文科省HPに掲載済み

- 文部科学省・厚生労働省作成資料「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」(平成21年3月)
- 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議)
- 自治体の取組事例

- 自治体における保幼小接続カリキュラムの作成・活用に関するモデルの構築 ※平成27年度概算要求中
- 自治体における認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた教職員に対する研修の実施や、小学校との連携体制の整備に関するモデルの構築 ※平成27年度概算要求中

<学校評価の推進>

- 学校評価に関する参考情報の一元的提供(随時HPにて掲載) ※一部既に文科省HPに掲載済み

- 文部科学省 幼稚園における学校評価ガイドライン(平成23年改訂)
- 文部科学省調査研究委託
 - 平成21年度 幼稚園における学校関係者評価委員の研修プログラム資料集(東京学芸大学 学校関係者評価委員の研修に係る調査研究プログラム)
 - 平成21年度 私立幼稚園のための学校関係者評価参照書(全日本私立幼稚園幼児教育研究機構) 等
- 関係法令等

⇒ 都道府県、市町村においては、上記国の情報提供やモデル事業を活用しながら、新制度の下で計画的に幼児教育の質の向上に取り組むことが期待される。